

サービスの取引条件に関する契約書

最終更新日：2015年6月27日

本契約に記載される取引条件は、June Advisors Group が提供するあらゆるサービス（無料相談を含む。）に適用されます。

「June Advisors Group」とは、眞嶋行政書士事務所（代表者 眞嶋容子）、レガポート行政書士事務所（代表者 千田祐人）及びそれぞれの事務所の従業員を総称するグループ名です。

1. 当グループは、無料相談に関して、一般的な回答しかできません。状況に応じては、当グループの単独の裁量で、やりとりを中止させて頂くこともあります。June Advisors Group 及びその個々のメンバーは、無料相談の結果としてお客様または第三者に生じた直接的・間接的な損害、逸失利益またはその他の損失について一切責任を負いません。
2. 電子メールにより無料相談を行った後、当グループは必要に応じて、サービスの見積もりをお知らせの上、有料サービスを提案することがあります。個々の案件のサービスの内容及びそれに関連する費用については、June Advisors Group とお客様の間で別途合意するとおりとします。
3. 特定の案件について、両当事者がその他の取引条件に合意した場合においては、当該合意内容に加え、本契約のサービス取引条件も適用されます。個別の契約において特定の項目がサービスの取引条件と対立する場合は、先のが優先されます（もともと、サービスの取引条件の他の項目については、影響を及ぼさないこととします。）。
4. 別段の指定がない限り、見積もりとして提示されたすべての料金は税金を含まず、消費税を加算した金額を請求させていただきます。サービスを行うに当たって発生するすべての実費及び雑費についても、別途請求させていただきます。
5. 支払時期に関しては、サービスの種類によって異なります。当グループは、支払いが完了するまで、在留資格認定証明書、ビザ・在留カード、法人の登記事項証明書及びその他の納品物を保管する権利を有します。
6. お客様は、当グループの申請サービスを利用したとしても、良い結果や希望どおりの内容が保証されるものではないことを理解し、了承します。また、当グループは、ビザ申請の結果がある特定の時期まで取得できることや、ビザの期間についても保証しません。個別の案件に関して書面で別段の合意がない限り、料金は成功報酬ではなく、結果の内容に関係なく、全額を請求させていただきます。

7. いかなる理由であっても、ある申請を中止し、またはサービス提供が完了する前にキャンセルした場合、お客様は、サービス料の全額またはその時点までに行われたサービス分に相当する料金及びすべての実費について支払いを行うこととします。このような場合の支払額については、**June Advisors Group** の単独の合理的な裁量の範囲内で決定することとします。ただし、支払額が見積書に記載されている内容の金額を超えることはありません。
8. **June Advisors Group** は、いかなる時でもサービスの提供を中止することができ、その際には、その時点でまだ提供されていないサービス分に相当する料金及び実費のための預り金の未使用部分について返金します。サービスの提供の中止による **June Advisors Group** の責任は前記の金額の返金に限ります。
9. 主張される責任の根拠に関わらず、**June Advisors Group** 及びその個々のメンバーは、当グループのサービスまたは行為（無料相談を含む。）の結果として、お客様あるいは第三者に生じた直接的・間接的な損害、逸失利益またはその他の損失について一切責任を負いません（ただし、第 8 項に定める場合に、同項の範囲内の返金についてはこの限りではありません。）。お客様は、代表する会社、その子会社及び関連団体、パートナー、出資者及びプロジェクトに関わるその他のメンバーが本契約のサービス取引条件を理解し、同意するよう確保することについて責任を負います。また、このような第三者から **June Advisors Group** またはその個々のメンバーが責任の追及を受けた場合、お客様は、**June Advisors Group** 及びその個々のメンバーに損害が生じないように、補償することに同意します。
10. お客様は、**June Advisors Group** 内での個人情報及び秘密情報の共有について同意します。
11. お客様は、一部のサービスが当グループのパートナー（司法書士、税理士、弁理士など）と提携の上、提供されることがあることを認識し、これについて同意します。また、サービスの提供のために必要な場合には、必要な範囲において、パートナーに対しお客様の個人情報を開示することがあることを認識し、これについても同意します。
12. 本契約は、日本法を準拠法とします。サービス取引条件から生じる、またはこれに関するいかなる訴訟についても、東京地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とします。
13. 当グループとのやりとり（電子メールや問い合わせフォームを含む。）を開始した時点で、お客様は当グループのサービス取引条件に同意したものとみなします。これに同意できない場合は、やりとりを直ちに中止し、最初のやりとりから 36 時間以内に info2@june-group.jp へ電子メールを送り、オプトアウトしてください。